

立教大学学術推進特別重点資金（立教SFR）
大学院学生研究
2024年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院	文学研究科	教育学 専攻
研究代表者 (2025年3月現在 のものを記入)	在籍課程・学年		氏名
	<input checked="" type="checkbox"/> 博士前期課程 3年 <input type="checkbox"/> 博士後期課程 年	内山 紗緒里	
指導教員	所属部局・職名		氏名
	文学部 特別専任教授		森田 満夫
自然・人文・社会の別	自然 ・ 人文 ・ 社会	個人・共同の別	個人 ・ 共同 名
研究課題	思想・良心の自由という観点からみた 君が代斉唱予防訴訟の法的課題に関する研究		
研究組織 (研究代表者 ・共同研究者) ※2025年3月現在 のものを記入	在籍研究科・専攻・課程・学年		氏名
	文学研究科 教育学専攻 博士課程前期課程 3年		内山 紗緒里
研究期間	2024 年度		
研究経費 (1円単位)	(支出金額) 199,543円 / (採択金額) 200,000円		

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

当該研究の研究目的を含むこと。

本研究は、国家による教育への支配・統制強化に対抗するべく、教師たちが展開した全国的な法廷闘争＝「教育裁判」のうち「君が代訴訟」を取り上げ、教師たちの主張が有する法的な意義と課題を明らかにする試みである。

具体的には、「思想・良心の自由」、「教育の自由」、教育への「不当な支配」の禁止という観点から、国旗掲揚・国歌斉唱の強制が、教職員や子どもの権利をどのように侵害するのかという理論を構築しようとする研究である。

本年度はとくに、「君が代訴訟」をめぐる堀尾輝久及び西原博史による論争と、「君が代訴訟」当事者の一人である元教員（A）の教育観について検討した。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

{ 「君が代訴訟」 } { 「教育の自由」 } { 「思想・良心の自由」 }

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

以下の視点を含めて記載のこと。

- ・当該研究は何をどこまで明らかにできたのか(できなかったのか)。
- ・何をもちて研究成果(経過)を達成できた(できなかった)と考えられるのか。
自身が設定した研究目的・目標に照らして、その根拠がわかるよう記載のこと。

上記の研究課題において、2024年度に取り組んだ研究内容は、主として「君が代訴訟」をめぐる堀尾輝久及び西原博史による論争と、「君が代訴訟」当事者の一人である元教員(A)の教育観についての検討である。上記の研究課題において、本年度取り組んだ内容は、国旗掲揚・国歌斉唱の強制が、教職員や子どもの権利をどのように侵害するのかという理論を構築する際の、法的課題を分析したものとして位置づけられる。具体的に本年度取り組んだ作業としては、堀尾輝久及び西原博史の論稿について、各々の教師像にいかなる相違があるかを分析すること、「君が代訴訟」当事者の一人である元教員(A)にインタビューを実施し、彼ら/彼女らが有する教育観を分析することである。

研究成果としては、主に以下の3点が挙げられる。

- (1) 堀尾輝久及び西原博史による論争の論点整理
- (2) 「君が代訴訟」当事者の教育観に関する考察
- (3) 新たな研究の方向性・可能性の創出

以下に、上記の研究成果について概要を示す。なお、(1)及び(2)の成果として、文学研究科教育学専攻の院生刊行紀要に論稿を掲載した。詳細については後述することとする。

(1) 堀尾輝久及び西原博史による論争の論点整理

「君が代訴訟」をめぐる論稿には、前提としている教師像に大きな相違が見られるため、事例分析を積み重ねることを通して、「君が代訴訟」当事者の実態を可視化していくことが重要である。そのため、まずは上記のような相違が顕著に表れている堀尾輝久及び西原博史による論争を対象に、いかなる教師像が前提とされているかを分析した。

具体的には、「君が代」伴奏拒否訴訟最高裁判決批判―「子どもの心の自由」を中心に」と題した西原博史の論稿と、「国民の教育権と教育の自由」論再考―西原博史氏の言説に込めて」と題した堀尾輝久の論稿を検討した。その結果、教師という存在が各論者による理想や現実のイメージを反映させ、抽象的に描かれてきたことを確認できた。

以上の分析を行い、「君が代訴訟」当事者の語りから、彼ら/彼女らの教育観に関する考察を行う必要性を明らかにできたことは、本年度の研究成果であるといえる。

(2) 「君が代訴訟」当事者の教育観に関する考察

(1)の研究成果を踏まえ、「君が代訴訟」当事者の語りから、彼ら/彼女らの教育観に関する考察を行うべく、「君が代訴訟」当事者の一人である元教員(A)にインタビューを実施した。また、その記録をもとに、彼ら/彼女らが有する教育観について分析した。

具体的には、2024年10月13日に対面にて1時間程度の半構造化インタビューを行った。インタビューでは、Aが当事者となった最高裁判決に関する資料や、Aの著書などを参照しながら、裁判全体の振り返りを行うとともに、最高裁判決に対する評価について伺った。その結果、「君が代訴訟」当事者の教育観が高度な専門性に支えられていること、彼ら/彼女らの教育観は多様であること、「君が代訴訟」が子どもの教育条件整備や当事者自身の人権意識の醸成といった多様な機能を有することを確認できた。

以上の分析を行い、「君が代訴訟」当事者自身の語りをもとに、彼ら/彼女らの実態の可視化に貢献できたことは、本年度の大きな研究成果であるといえる。

(1)及び(2)の成果として、論稿(研究ノート)を執筆

(1)及び(2)の成果として、「君が代訴訟」当事者の教育観に関する考察―元教員(A)の語りを手がかりに―と題した研究ノートを執筆した。同稿は、立教大学大学院文学研究科教育学専攻の院生刊行紀要である『立教大学大学院教育学研究集録』第22号へ掲載されている。以下に、その内容について概略する。

研究成果の概要 (つづき)

・ 西原博史及び堀尾輝久による論争

第一に、「君が代」を歌う自由／歌わない自由に関する主張を整理し、西原は教師を子どもの権利を保障する存在というより、その権利を侵害しかねない存在として捉えていたのに対し、堀尾は人間としての権利や教師としての権利が保障されているという前提条件のもとで、教師を子どもの権利を保障する存在であると捉えていたと分析した。

第二に、「君が代」の強制と教師の「思想・良心の自由」に関する主張を整理し、西原は「思想・良心の自由」を訴えている教師たちが置かれた状況が、「人格崩壊に直面するギリギリの場面」といえるほど深刻なものではないと捉えていたのに対し、堀尾は学校行事での「君が代」のピアノ伴奏や起立斉唱の強制が、上記のような場面へと教職員たちを追いやることになると捉えていたと分析した。

第三に、子ども中心主義／教師中心主義に関する主張を整理し、西原は教師たちが子どもの権利を犠牲にしてでも、自分たちの「思想及び良心の自由」を保障しよう求めているとの前提にたち、こうした主張は適切ではないと捉えていたのに対し、堀尾は教師たちが職責を果たせるような前提条件を整えるためにも、自分たちの「思想・良心の自由」を保障しよう求めているとの前提にたち、こうした主張を子どもの権利を顧みない利己的なものと見るのは誤りであると捉えていたと分析した。

・ 元教員 (A) のインタビュー記録

第一に、裁判全体を通して、Aの原動力となっていたのは「君が代」の強制をきっかけとして、子どもを中心に行われてきた民主的な教育を統制されることへの怒りであったこと、Aは子どもに対して何かを訴えかけたいというよりも、創造性豊かな子どもたちと一緒に自由な学びを創っていきたいという思いが強かったことが明らかとなった。

第二に、入学式や卒業式などの学校儀式における「公共の利益」について、Aは「そこにいるみんなが気持ちよく過ごせるような空間を作る」ことであると捉えており、「君が代」に対して拒否感のある参加者に対する配慮から「君が代」のピアノ伴奏を行えなかったこと、Aは学校儀式を含めた教育課程の編成にあたり、あくまで子どもの成長や喜びの実現を中核とするべきであると考えていることが明らかとなった。

第三に、一部の裁判官が前提とした子ども観や教材観について、Aは子どもの教育に関する専門的知識を有する教師という立場から見て、現実と乖離していると考えていること、Aは戦前に「君が代」が子どもたちを戦争へ駆り立てたという歴史的事実に照らし、これを教材とすることには深刻な問題があると考えていることが明らかとなった。

第四に、「君が代」について、Aは子どもの「教育を受ける権利」や学習指導要領などに沿った指導を行っていたこと、Aが「君が代」のピアノ伴奏を行えなかったのは、積極的に「公共の利益」を達成しようとしたからではなく、校長によるピアノ伴奏の強制と自分の「思想及び良心」との間で板挟みになったからであることが明らかとなった。

(3) 新たな研究の方向性・可能性の創出

以上、本年度は、「君が代訴訟」をめぐる論稿が前提とする教師像と、「君が代訴訟」当事者の教育観について検討した。具体的には、堀尾輝久及び西原博史による論争の論点を整理したうえで、「君が代訴訟」当事者の一人である元教員(A)の教育観を考察した。

そのなかで、新たな研究の方向性や可能性に到達した。それは、より多くの「君が代訴訟」当事者を対象にインタビューを行い、彼ら／彼女らが「君が代」の斉唱をめぐり、いかなる専門的判断を行っているのかを明らかにすることである。そして、「君が代訴訟」当事者の教育観の多様性を念頭に置き、彼ら／彼女らの語りを解釈することである。

なお、本年度は「君が代訴訟」当事者のうち、元教員の語りに注目したが、校長や教育委員会職員、文部科学省職員のほか、子どもや保護者など多様な立場にある人々に耳を傾けることで、「君が代訴訟」がいかなる機能を果たしたのかを具体的に検討することが重要となる。こうした検討については、来年度以降の研究課題としたい。

※この(様式2)に記入の成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差控え期間等を記入した調書(A4縦型横書き1枚・自由様式)を添付すること。

研究発表 (研究によって得られた研究成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。なお、成果発表を確認できる資料を合わせて研究成果報告書提出フォームより提出してください。(紙媒体等、研究成果報告書提出フォームから提出できない場合は、別途リサーチ・イニシアティブセンターへ提出してください)。

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

※修士論文・博士論文は含みません。

①内山紗緒里「君が代訴訟」当事者の教育観に関する考察 一元教員 (A) の語りを手がかりに」『立教大学大学院教育学研究集録』第22号、37-45頁。